

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社アイビスホールディングス

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	2026年9月24日
【会社名】	株式会社アイビスホールディングス
【英訳名】	IBIS HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永江 榮司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目15番12号 （上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区泉二丁目27番14号
【電話番号】	(052) 526-1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪田 寛生

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2026年9月7日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び2026年9月11日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（1）株式の総数等 ② 発行済株式」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）所有者別状況」及び「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等（1）コーポレートガバナンスの概要」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第4 提出会社の状況	1
1 株式等の状況	1
（1）株式の総数等	1
② 発行済株式	1
（4）所有者別状況	2
4 コーポレートガバナンスの状況等	3
（1）コーポレートガバナンスの概要	3

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

②【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,798,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	<u>単元株式数</u> <u>100株</u>
計	1,798,000	—	—

(注) 2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は899,000株増加し、1,798,000株となっております。

(訂正後)

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,798,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	<u>完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であり、単元株式 数は100株であります。</u>
計	1,798,000	—	—

(注) 2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は899,000株増加し、1,798,000株となっております。

(4) 【所有者別状況】

(訂正前)

2026年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	＝	5	－
所有株式数（単元）	－	－	－	8,990	－	－	＝	8,990	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100	－	－	＝	100	－

（注）当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。なお、2026年8月1日現在の所有者別状況は以下の通りであります。

2026年8月1日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	＝	5	－
所有株式数（単元）	－	－	－	17,980	－	－	＝	17,980	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100	－	－	＝	100	－

(訂正後)

2026年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	<u>1</u>	<u>6</u>	－
所有株式数（単元）	－	－	－	<u>8,980</u>	－	－	<u>10</u>	8,990	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	<u>99.9</u>	－	－	<u>0.1</u>	100	－

（注）当社は、2026年7月15日開催の取締役会決議により、2026年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。なお、2026年8月1日現在の所有者別状況は以下の通りであります。

2026年8月1日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	5	－	－	<u>1</u>	<u>6</u>	－
所有株式数（単元）	－	－	－	<u>17,960</u>	－	－	<u>20</u>	17,980	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	<u>99.9</u>	－	－	<u>0.1</u>	100	－

4 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの概要】

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

(訂正前)

当社の取締役会は、代表取締役社長の永江榮司を議長とし、加藤咲江（取締役）、猪田寛生（取締役）、坂井朗（社外取締役）、夏目勝博（取締役常勤監査等委員）、岩田修一（社外取締役監査等委員）、堀田崇（社外取締役監査等委員）の7名で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、新規上場に関する事項や経営方針、事業計画など経営に関する重要事項の審議及び意思決定並びに監督を行っております。

(訂正後)

当社の取締役会は、代表取締役社長の永江榮司を議長とし、加藤咲江（取締役）、猪田寛生（取締役）、坂井朗（社外取締役）、夏目勝博（取締役常勤監査等委員）、岩田修一（社外取締役監査等委員）、堀田崇（社外取締役監査等委員）の7名で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、新規上場に関する事項や経営方針、事業計画など経営に関する重要事項の審議及び意思決定並びに監督を行っております。

最近事業年度（2025年10月期）における、個々の取締役の取締役会への出席状況につきましては、次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
永江 榮司	14	14
加藤 咲江	14	14
猪田 寛生	14	14
坂井 朗	14	13
夏目 勝彦	14	14
岩田 修一	14	14
堀田 崇	14	14

取締役会における具体的な検討内容として、主に以下の事項について、決議、報告及び審議を行っております。

a. 経営に関する重要事項

取締役会規程に基づき、経営方針、事業計画、予算、重要な業務執行、組織変更、重要な契約の締結等、会社の経営に関する重要事項について審議し、決議しております。

b. 法令・定款・株主総会決議に基づく諸規程の整備

会社法その他の法令、当社定款及び株主総会決議に基づき、必要な諸規程の制定・改廃について審議し、決議しております。

c. 業務執行の適正性・効率性の確保

各取締役の職務執行状況を監督し、業務執行の適正性及び効率性を確保するための事項について、審議しております。

二、指名報酬諮問委員会
(訂正前)

当社の指名報酬諮問委員会は、監査等委員（社外取締役）岩田修一を委員長とし、代表取締役社長永江榮司、子会社取締役永江伸崇、社外取締役坂井朗、監査等委員（社外取締役）堀田崇の5名で構成されております。役員等の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上、特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会を監督しております。

(訂正後)

当社の指名報酬諮問委員会は、監査等委員（社外取締役）岩田修一を委員長とし、代表取締役社長永江榮司、子会社取締役永江伸崇、社外取締役坂井朗、監査等委員（社外取締役）堀田崇の5名で構成されております。役員等の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上、特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会を監督しております。

最近事業年度（2025年10月期）における、個々の委員の指名報酬諮問委員会への出席状況につきましては、次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
岩田 修一	2	2
永江 榮司	2	2
永江 伸崇	2	2
坂井 朗	2	2
堀田 崇	2	2

指名報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、当社及び連結子会社各社の取締役の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会の監督機能を強化し、決定プロセスの透明性・公正性の向上を図っております。